

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

規 則

○行政組織規則の一部を改正する規則	(人事課)	一
○職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則	(同)	一
○手数料条例施行規則の一部を改正する規則	(財政課)	二
○住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則	(市町村課)	二
○食品衛生法施行細則の一部を改正する規則	(食と暮らしの安全推進課)	三
○青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則	(共同参画社会推進課)	四
○介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(長寿社会政策課)	五
○指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	五
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	八
○指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則	(同)	一八

ページ

例施行規則の一部を改正する規則

(障害福祉課) 一九

○指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

(同) 二〇

○宮城県拓桃医療療育センター管理規則を廃止する規則

(同) 二一

○宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

(建築宅地課) 二二

訓 令 甲

○単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

(人事課) 二二

○食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令

(食と暮らしの安全推進課) 三四

公安委員会

○公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

三四

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則(昭和三十五年宮城県規則第七十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項の表宮城県仙台中央県税事務所の項中「田子三丁目まで」の下に「、田子西三丁目、田子西三丁目」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十一号

職員等の旅費支給規則の一部を改正する規則

職員等の旅費支給規則(昭和三十五年宮城県規則第七十五号)の一部を次のように改正する。第五条に次の一項を加える。

3 旅費が支給されない旅行（全路程において、公用の交通機関を利用するもの又は徒歩であるものに限る。）については、旅行者氏名、旅行年月日、旅行内容及び用務先が記載された書類であつて任命権者が知事に協議して定めるものを第一項の旅行命令票等とみなすことができる。

別表第一（その一）中

4 級
3 級
2 級の53号俸以上 1 級上
1 級の52号俸以下

を

別表第一（その二）中

5 級
4 級
3 級の17号俸以上 2 級の16号俸以下 1 級

に改める。

別表第一（その二）中

4 級
3 級
2 級
1 級

を

別表第二（その一の二）及び別表第二（その一の二）中「航空機」の下に「又は高速バス」を加える。

5 級
4 級
3 級
2 級の17号俸以上 1 級の16号俸以下

に改める。

附 則

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。
（経過措置）

2 改正後の職員等の旅費支給規則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に出発する旅行及び施行日前に出発し、かつ、施行日以後に完了する旅行のうち施行日以後の期間

に対応する分について適用し、当該旅行のうち施行日前の期間に対応する分及び施行日前に完了した旅行については、なお従前の例による。

手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十二号

手数料条例施行規則の一部を改正する規則

手数料条例施行規則（平成十二年宮城県規則第七十号）の一部を次のように改正する。
附則第三項中「平成二十七年三月三十一日」を「平成二十八年三月三十一日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十三号

住民基本台帳法施行細則の一部を改正する規則

住民基本台帳法施行細則（平成十四年宮城県規則第九十四号）の一部を次のように改正する。
第十一条第一項を次のように改める。

条例別表第二第一号の規定で定める事務は、災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第四条第一項第一号の規定による民間賃貸住宅の借上げによる応急仮設住宅の入居者（入居者であった者を含む。以下この項において「入居者」という。）、その扶養義務者、当該民間賃貸住宅の貸主（貸主であった者を含む。以下この項において「貸主」という。）又は入居者若しくは貸主の相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の確認とする。

第十一条第三十五項中「別表第二第三十三号」を「別表第二第三十四号」に改め、同項を同条第三十七項とし、同条第三十四項中「別表第二第三十二号」を「別表第二第三十三号」に改め、同項を同条第三十六項とし、同条第三十三項中「別表第二第三十一号」を「別表第二第三十二号」に改め、同項を同条第三十五項とし、同条第三十二項中「別表第二第三十号」を「別表第二第三十一号」に改め、同項を同条第三十四項とし、同条第三十一項中「別表第二第二十九号」を「別表第二第三十号」に改め、同項を同条第三十三項とし、同条第三十項中「別表第二第二十八号」を「別表第二第二十九号」

様式第十三号中「別表第二第一号ニ(2)」を「別表第二第一号ヌ(2)」に改める。

別表第二第一の項第四号中「別表第二第一号リ(2)」を「別表第二第一号ヌ(2)」に改める。

第二条 食品衛生法施行細則の一部を次のように改正する。

第九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「(管理運営基準)」を付し、同条中「別表第二」を「別表第一」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第九条の二 条例別表第三第三号の規則で定める事項は、別表第二のとおりとする。

第十号中「別表第三第四号」を「別表第四第四号」に改める。

様式第十二号中「(別表第二関係)」を「(別表第一及び別表第二関係)」とし「別表第二第一号チ(5)」を「別表第二第一号ト(5)」に改める。

様式第十三号中「(別表第二関係)」を「(別表第一及び別表第二関係)」とし「別表第二第一号ヌ(2)」を「別表第二第一号カ(2)」に改める。

様式第十四号中「(別表第二関係)」を「(別表第一及び別表第二関係)」に改める。

様式第十五号から様式第十七号までの様式中「(別表第二関係)」を「(別表第一及び別表第二関係)」とし「別表第二第二業種別基準第13号チ」を「別表第一第二業種別基準第13号チ」に改める。

別表第一を削る。

別表第二第一の項第二号中「別表第二第一号ト(1イ)」を「別表第二第一号ヘ(1イ)」に改め、同項第三号イ中「別表第二第一号チ(1)」を「別表第二第一号ト(1)」に、「同号チ(5)」を「同号ト(5)」に改め、同号ロ中「別表第二第一号チ(5)」を「条例別表第二第一号ト(5)」に改め、同項第四号中「別表第二第一号ヌ(2)」を「別表第二第一号カ(2)」に改め、同号を同項第五号とし、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 製品説明書

条例別表第二第一号リ(1)に規定する規則で定める事項は、原材料等の組成、物理的及び科学的性質、殺菌及び滅菌処理、包装、保存性、保管条件並びに流通方法等の安全性に関する必要な事項であること。

別表第二第二の項第一号へ中「別表第二第一号ヘ(8イ)」を「別表第二第一号ヌ(2)ロ」に改め、同表を別表第一とし、同表の次に次の一表を加える。

別表第二 管理運営基準(第九条の二関係)

第一 共通基準
別表第一第一共通基準(第四号を除く。)によること。

第二 業種別基準
別表第一第一業種別基準によること。この場合において、同表第二業種別基準第一号へ中「別

表第二第一号ヌ(2)ロ」とあるのは、「別表第三第一号ヘ(8イ)」と読み替えるものとする。

別表第三第一の項中「別表第三第一号」を「別表第四第一号」に改め、同表第二の項中「別表第三第二号」を「別表第四第二号」に改め、同表第三の項中「別表第三第三号」を「別表第四第三号」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定は、同年四月一日から施行する。

青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十五号

青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

青少年健全育成条例施行規則(昭和五十二年宮城県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第一条の次に次の三条を加える。

(携帯電話インターネット接続役務提供者等が説明すべき事項)

第一条の二 条例第十六条の二第二項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 青少年がインターネットを不適切に利用することにより、犯罪を誘発し、犯罪による被害を受け、又は自己若しくは他人に対し有害な行為をするおそれがあること。

二 携帯電話インターネット接続役務提供者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングサービスの内容

三 保護者が青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成二十年法律第七十九号)第十七条第一項ただし書の申出をするときは、携帯電話インターネット接続役務提供者等に対し、条例第十六条の三第一項に規定する書面を提出しなければならないこと。

2 条例第十六条の二第三項の規則で定める事項は、携帯電話インターネット接続役務提供者が提供することができる青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの内容とする。

(青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない正当な理由等)

第一条の三 条例第十六条の三第一項の規則で定める正当な理由は、次に掲げる理由とする。

一 その保護する青少年が就労している場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の業務に著しい支障が生ずること。

二 その保護する青少年が心身に障害を有し、又は疾病にかかっている場合において、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用することにより当該青少年の日常生活に著しい支障を生ずること。

三 保護者がその保護する青少年の携帯電話インターネット接続業務の利用状況を適切に把握すること等により、当該青少年が青少年有害情報を閲覧し、又は視聴することがないようにすること。

2 条例第十六条の三第一項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 申出年月日

二 保護者の氏名、住所及び連絡先

(公表の方法)

第一条の四 条例第十六条の四第二項の規定による公表は、宮城県公報への掲載、インターネットの利用その他知事が適当と認める方法により、次に掲げる事項について行うものとする。

一 勧告を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 勧告の内容

三 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める事項

「二 広告物の広告主又は管理者
質屋、古物商又は貸金業者
を
遊技場を営む者」

様式第十四号中

「一 携帯電話インターネット接続業務提供事業者等
広告物の広告主又は管理者
質屋、古物商又は貸金業者
遊技場を営む者」

に改める。

附則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十六号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第二十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「作業療法士」の下に「若しくは言語聴覚士」を加える。

第二十五条第五号中「第十五条第二項」を「第十五条第三項」に改める。

附則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十七号

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第百十五條の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五條の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第八條の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定めるものに限る。）に係る法第百十五條の四十五の三第一項に規定する指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「及び指定介護予防訪問介護」を「又は当該第一号訪問事業」に改め、同条

第五項中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十六号。以下「指定介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）第二条第三項及び第四項に規定する」を「同項に規定する市町村の定める第一号訪問事業の人員に関する」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合には、当該指定訪問介護事業所に置く

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合には、当該指定訪問介護事業所に置く

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合には、当該指定訪問介護事業所に置く

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合には、当該指定訪問介護事業所に置く

5 第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している指定訪問介護事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合には、当該指定訪問介護事業所に置く

べきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すことに一人以上とすることができる。

第六条第二項中「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）を「法」に改める。

第八条中「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成十一年厚生省令第三十八号）第十三条第九号」を「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十七年宮城県規則第十五号）第十一条第九号」に改める。

第十条中「（特別区を含む。以下同じ。）」を削る。

第三十四条第二項中「指定介護予防訪問介護事業者」を「介護保険法（平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。）第一百五十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）第五条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護に相当するものとして市町村（特別区を含む。以下同じ。）が定めるものに限る。）に係る法第一百五十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者」に、「指定介護予防訪問介護の事業」を「当該第一号訪問事業」に、「及び指定介護予防訪問介護」を「又は当該第一号訪問事業」に改める。

第三十五条第三項中「指定介護予防サービス等基準条例施行規則」を「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十六号。以下「指定介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）」に改める。

第五十七条に次の一号を加える。

五 指定訪問リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議（次条第一項に規定する訪問リハビリテーション計画又は第百条第一項に規定する通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、介護支援専門員、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等（法第八条第二十三項に規定する指定居宅サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第五十八条に次の一項を加える。

5 指定訪問リハビリテーション事業者が指定通所リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置か

れている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第百条第一項から第四項までに規定する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第六十八条第一項第三号中「指定介護予防通所介護事業者」を「法第一百五十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に、「指定介護予防通所介護の事業」を「当該第一号通所事業」に、「又は指定介護予防通所介護」を「又は当該第一号通所事業」に改め、同条第八項中「指定介護予防サービス等基準条例施行規則第六十六条第二項から第七項までに規定する」を「同項に規定する市町村の定める第一号通所事業の人員に関する」に改める。

第六十九条第二項中「掲げる」を「規定する」に改め、同条第三項中「指定介護予防サービス等基準条例施行規則第六十七条第一項及び第二項に規定する」を「同項に規定する市町村の定める第一号通所事業の設備に関する」に、「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項ただし書の場合（指定通所介護事業者が条例第四十九条第一項に規定する設備を利用して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービス内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第七十八条第二号中「第五十二条において準用する条例第十五条第二項」を「第五十一条の二第二項」に改める。

第八十三条に次の一項を加える。

3 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が条例第五十六条に規定する設備を利用して夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

第九十四条第二号中「第十五条第二項」を「第五十一条の二第二項」に改める。

第九十六条第二項中「指定介護予防サービス等基準条例施行規則第七十九条第一項において準用する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第六十六条第二項から第六項までに規定する」を「同項に規定する市町村の定める第一号通所事業の人員に関する」に、「指定介護予防サービス等基準条例施行規則第七十九条において準用する指定介護予防サービス等基準条例施行規則第六十七条第一項及び第二項に規定する」を「条例第五十九条第二項に規定する市町村の定める第一号通所事業の設備に関する」に改める。

第九十九条に次の一号を加える。

四 指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第百条に次の一項を加える。

6 指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第五十八条第一項から第四項までに規定する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十六年宮城県条例第八十六号）第五条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百四十条中「看護職員」との下に、「第百二十二条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」とを加える。

第百四十二条中「平方メートル」の下に「以上」を加える。

第百六十四条第二項第二号イ中「利用者」の下に「の数」を加え、「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者」及び「並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一」を削る。

第百六十八条を次のように改める。

第百六十八条 削除

第百八十一条中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とする。

第百八十九条中第十号を削り、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第百九十条中「第百六十七条から」を「第百六十七条、第百六十九条から」に改める。

第百九十七条の見出し中「確保」の下に「及び福祉用具貸与専門相談員の知識・技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条の規定（同法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の第二条第二項及び第五項並びに第三十四条第二項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第二条第五項中「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則」とあるのは、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十七年宮城県規則第二十八号）附則第二項の規定によりなおその効力を有するもの」とされた指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則」とする。

3 旧法第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第七項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の第六十八条第一項第三号及び第八項並びに第六十九条第三項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、改正前の第六十八条第八項中「指定介護予防サービス等基準条例施行規則」とあるのは「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則」とする。

則の一部を改正する規則（平成二十七年宮城県規則第二十八号）附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護予防サービス等基準条例施行規則（以下「旧指定介護予防サービス等基準条例施行規則」という。）と、改正前の第六十九条第三項中「指定介護予防サービス等基準条例施行規則」とあるのは「旧指定介護予防サービス等基準条例施行規則」とする。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十八号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

「第二章 介護予防訪問介護

目次中 第一節 指定介護予防訪問介護（第二条―第三十三条）を「第二章 削除」に、

第二節 基準該当介護予防訪問介護（第三十四条）

七章 介護予防通所介護

第一節 指定介護予防通所介護（第六十六条―第七十八条）を「第七章 削除」に改める。

第二節 基準該当介護予防通所介護（第七十九条）

第二章を次のように改める。

第二章 削除

第二条から第三十四条まで 削除

第三十五条第三項中「指定居宅サービス等基準条例施行規則」を「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十三号。以下「指定居宅サービス等基準条例施行規則」という。）」に改める。

第三十五条の次に次の十二条を加える。

（管理者）

第三十五条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理者は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。ただし、指定介護予防訪問入浴介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（内容及び手続の説明及び同意）

第三十五条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第三十九条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用申込者又はその家族からの申出があった場合には、前項の規定による文書の交付に代えて、第四項で定めるところにより当該利用申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要事項を電子情報処理組織（指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と、利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回路上で接続した電子情報処理組織をいう。以下同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの（以下「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該文書を交付したものとみなす。

一 電子情報処理組織を使用する方法のうち次のイ又はロに掲げるもの

イ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、指定介護予防訪問入浴介護事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

二 磁気ディスク、シー・デー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに前項に規定する重要事項を記録したものを交付する方法

3 前項に掲げる方法は、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することによる文書を

作成することができるものでなければならない。

4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、第二項の規定により第一項に規定する重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

一 第二項各号に規定する方法のうち指定介護予防訪問入浴介護事業者が使用するもの
二 ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該利用申込者又はその家族から文書又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該利用申込者又はその家族に対し、第一項に規定する重要事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(サービス提供困難時の対応)

第三十五条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の通常の事業の実施地域(当該事業所が通常時に当該サービスを提供する地域をいう。以下同じ。)等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供することが困難であると認められた場合は、当該利用申込者に係る介護予防支援事業者への連絡、適当な他の指定介護予防訪問入浴介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格等の確認)

第三十五条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間を確かめるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、前項の被保険者証に、介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という。)第一百五十五条の第三第二項の規定により認定審査意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定介護予防訪問入浴介護を提供するように努めなければならない。

(要支援認定の申請に係る援助)

第三十五条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の開始に際し、要支援認定を受けていない利用申込者については、要支援認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防支援(これに相当するサービスを含む。)が利用

者に対して行われていない等の場合であつて必要と認めるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも当該利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する三十日前にはなされるよう、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第三十五条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の提供に当たっては、利用者に係る介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十七号。以下「指定介護予防支援等基準」という。))第三十条第九号に規定するサービス担当者会議をいう。以下同じ。)等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(介護予防支援事業者等との連携)

第三十五条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供するに当たっては、介護予防支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る介護予防支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(介護予防サービス費の支給を受けるための援助)

第三十五条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護の開始に際し、利用申込者が介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下「省令」という。)第八十三条の九各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、介護予防サービス計画の作成を介護予防支援事業者に依頼する旨を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対して届け出ること等により、介護予防サービス費の支給を受けることができる旨を説明すること、介護予防支援事業者に関する情報を提供することその他の介護予防サービス費の支給を受けるために必要な援助を行わなければならない。

(介護予防サービス計画に沿ったサービスの提供)

第三十五条の十 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防サービス計画(省令第八十三条の九第一号ハ及びニに規定する計画を含む。以下同じ。)が作成されている場合は、当該計画に沿った指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

(介護予防サービス計画等の変更の援助)

第三十五条の十一 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者が介護予防サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る介護予防支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第三十五条の十二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第三十五条の十三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、当該指定介護予防訪問入浴介護の提供日及び内容、当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者によって支払を受ける介護予防サービス費の額その他必要な事項を、利用者の介護予防サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

第三十六条第一項中「法定代理受領サービス」の下に「法第五十三条第四項の規定により介護予防サービス費が利用者に代わり当該指定介護予防サービス事業者に支払われる場合の当該介護予防サービスに係る指定介護予防サービスをいう。以下同じ。」を、「介護予防サービス費用基準額」の下に「法第五十三条第二項第一号又は第二号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額(その額が現に当該指定介護予防サービスに要した費用の額を超えるときは、当該現に指定介護予防サービスに要した費用の額とする。)をいう。以下同じ。」を加え、同条の次に次の二条を加える。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第三十六条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定介護予防訪問入浴介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

(利用者に関する市町村への通知)

第三十六条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受けている利用

者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないことにより、要支援状態の程度を増進させたと認められるとき又は要介護状態になったと認められるとき。
- 二 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

第三十九条の次に次の八条を加える。

(勤務体制の確保等)

第三十九条の二 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防訪問入浴介護を提供できるよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護予防訪問入浴介護を提供しなければならない。

3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第三十九条の三 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(掲示)

第三十九条の四 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の見やすい場所に、第三十九条に規定する重要事項に関する規程の概要、介護予防訪問入浴介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(利用者等の個人情報の取扱い)

第三十九条の五 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

(広告)

第三十九条の六 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所について広

告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものであつてはならない。

(調査への協力等)

第三十九条の七 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、できる限り、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、法第二十三条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、市町村からの求めがあつた場合においては当該改善の内容を市町村に報告するよう努めるものとする。

2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会（国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。）が行う法第七十六條第一項第三号の調査にできる限り協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号に規定する指導又は助言を受けた場合においては当該指導又は助言を踏まえて必要な改善を行い、国民健康保険団体連合会からの求めがあつた場合においては当該改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するよう努めるものとする。

(地域との連携)

第三十九条の八 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関する利用者からの苦情に関して市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

(会計の区分)

第三十九条の九 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定介護予防訪問入浴介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

第四十条第一号中「第二十四条において準用する条例第十三条第二項」を「第二十二條の五第二項」に改め、同条第二号中「第二十四条において準用する条例第十四条第二項」を「第二十二條の六第二項」に改め、同条第三号中「第四十二条において準用する第十四条第二項」を「第三十五條の十三第二項」に改め、同条第四号中「第四十二条において準用する第十七條」を「第三十六條の三」に改め、同条第六号中「審査支払機関」の下に「(市町村(法第五十三條第七項において準用する法第四十一条第十項の規定により審査及び支払に関する事務を国民健康保険団体連合会に委託している場合にあっては、国民健康保険団体連合会)をいう。以下同じ。)」を加える。

第四十二条を次のように改める。

(暴力団員等の排除)

第四十二条 条例第二十四条第一項の規則で定めるものは、いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所の業務に関し一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該業務を総括する者の権限を代行することができる地位にある者とする。

第四十三条を次のように改める。

(基準該当介護予防訪問入浴介護に関する基準)

第四十三条 前節（第三十五条第二項及び第三項、第三十五条の九、第三十六条第一項及び第三十九条の七第二項を除く。）の規定は、基準該当介護予防訪問入浴介護の事業について準用する。この場合において、第三十五条第一項中「条例」とあるのは「条例第二十六条第一項において準用する条例」と、第三十五条の二中「常勤の者」とあるのは「者」と、第三十五条の十三第一項中「内容」当該指定介護予防訪問入浴介護について法第五十三条第四項の規定により利用者によって支払を受ける介護予防サービス費の額」とあるのは「内容」と、第三十六条第二項中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、同条第三項中「前二項」とあるのは「前項」と、第三十六条の二中「法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防訪問入浴介護」とあるのは「基準該当介護予防訪問入浴介護」と、第三十九条の四中「第三十九条」とあるのは「第四十三条において準用する第三十九条」と、第四十条から第四十二条までの規定中「条例」とあるのは「条例第二十六条第一項において準用する条例」と読み替えるものとする。

第四十四条第一項第一号イ中「常勤換算方法」の下に「(当該事業所の従業者の勤務延べ時間を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除すことにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。)」を加える。

第五十一条第一号中「第十三条第二項」を「第二十二條の五第二項」に改め、同条第二号中「第十四条第二項」を「第二十二條の六第二項」に改め、同条第六号中「第十四条第二項」を「第三十五條の十三第二項」に改め、同条第七号中「第十七條」を「第三十六條の三」に改める。

第五十四条中「第四条、第六条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十二條から第二十九条まで、第三十三條及び第三十八條」を「第三十五條の三、第三十五條の五から第三十五條の七まで、第三十五條の九から第三十五條の十三まで、第三十六條の二、第三十六條の三、第三十八條、第三十九條の二から第三十九條の九まで及び第四十二條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第四条第一項中「第二十条」を「第三十五條の三第一項中「第三十九条」に、「第八条中」を「第三十五條の七中」に、「第二十四条中「第二十条」を「第三十九條の四中「第三十九条」に、「第三十三條中」を「第四十二條中」に改める。

第五十七条第一号中「第十三条第二項」を「第二十二条の五第二項」に改め、同条第二号中「第十四条第二項」を「第二十二条の六第二項」に改め、同条第四号中「第十四条第二項」を「第三十五条の十三第二項」に、同条第五号中「第十七条」を「第三十六条の三」に改める。

第五十八条第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議（介護予防訪問リハビリテーション計画又は介護予防通所リハビリテーション計画の作成のために、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員、介護予防サービス計画の原案に位置付けた指定介護予防サービス等（法第八条の二十六項に規定する指定介護予防サービス等をいう。）の担当者その他の関係者（以下「構成員」という。）により構成される会議をいう。以下同じ。）」に改め、同条第十三号中「第十一号」を「第十二号」に改め、同条第十四号とし、同条第十六号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防訪問リハビリテーション事業者が指定介護予防通所リハビリテーション事業者の指定を受けて受け、かつ、リハビリテーション会議の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防訪問リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十六条第二号から第五号までに規定する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第五十九条中「第四条から第八条まで、第十条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十二條から第二十五条まで、第二十七条から第二十九条まで、第三十三條、第三十八條」を「第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十五条の九から第三十五条の十三まで、第三十六條の二、第三十六條の三、第三十八條、第三十九條の二から第三十九條の五まで、第三十九條の七から第三十九條の九まで、第四十二条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第四条第一項中「第二十條」を「第三十五条の三第一項中「第三十九條」に、「第八條中」を「第三十五条の七中」に、「第二十四條中「第二十條」を「第三十九條の四中「第三十九條」に、「第三十三條中」を「第四十二条中」に改める。

第六十三條第一号中「第十三條第二項」を「第二十二条の五第二項」に改め、同条第二号中「第十四條第二項」を「第二十二条の六第二項」に改め、同条第三号中「第十四條第二項」を「第三十五条の十三第二項」に改め、同条第四号中「第十七條」を「第三十六條の三」に改める。

第六十五条中「第四条から第八條まで、第十一條、第十三條、第十四條、第十六條、第十七條、第二十二條から第二十五条まで、第二十七條から第二十九條まで、第三十三條、第三十八條」を「第三

十五條の三から第三十五條の七まで、第三十五條の十、第三十五條の十二、第三十五條の十三、第三十六條の二、第三十六條の三、第三十八條、第三十九條の二から第三十九條の五まで、第三十九條の七から第三十九條の九まで、第四十二条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第四条第一項中「第二十條」を「第三十五条の三第一項中「第三十九條」に、「第八條中」を「第三十五条の七中」に、「第十三條中」を「第三十五条の十二中」に、「第二十四條中「第二十條」を「第三十九條の三第二項中「介護予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他設備及び備品等」とあるのは「設備及び備品等」と、第三十九條の四中「第三十九條」に、「第三十三條中」を「第四十二条中」に改める。

第七章を次のように改める。

第七章 削除

第六十六条から第七十九条まで 削除

第八十一条の次に次の二條を加える。

(利用料等の受領)

第八十一条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額から当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者が支払われる介護予防サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定介護予防通所リハビリテーションを提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定介護予防通所リハビリテーションに係る介護予防サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

- 一 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- 二 食事の提供に要する費用
- 三 おむつ代
- 四 前三号に掲げるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーションの提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利用者負担させることが適当と認められる費用

4 前項第二号に掲げる費用については、別に知事が定めるところによるものとする。

5 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(緊急時等の対応)

第八十一条の三 第八十条第一項各号に掲げる従業者は、現に指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

第八十三条の次に次の三条を加える。

(勤務体制の確保等)

第八十三条の二 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防通所リハビリテーションを提供できるよう、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、指定介護予防通所リハビリテーション事業所ごとに、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業者の従業者によって指定介護予防通所リハビリテーションを提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、第八十条第一項各号に掲げる従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第八十三条の三 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、利用定員を超えて指定介護予防通所リハビリテーションの提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第八十三条の四 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、条例第五十八条の二の計画について、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の立地条件等を勘案してその発生が予想される非常災害の種類ごとに作成し、当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所の見やすい場所に掲示しなければならない。

2 条例第五十八条の二に定めるもののほか、指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、次に掲げる措置を講じるよう努めなければならない。

一 非常災害時における他の社会福祉施設等との連携及び協力の体制の整備

二 非常用食糧、飲料水、日用品その他非常災害時において必要となるものの備蓄及び自家発電装置等の整備

第八十五条第一号中「第十三条第二項」を「第二十二条の五第二項」に改め、同条第二号中「第十四条第二項」を「第二十二条の六第二項」に改め、同条第四号中「第十四条第二項」を「第三十五条の十三第二項」に改め、同条第五号中「第十七条」を「第三十六条の三」に改める。

第八十六条第一号中「又は」を「若しくは」に、「やサービス担当者会議」を「又はサービス担当者会議若しくはリハビリテーション会議」に改め、同条第十二号中「第十号」を「第十一号」に改め、同条を同条第十三号とし、同条第六号から第十一号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 指定介護予防通所リハビリテーション事業者が指定介護予防訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、介護予防訪問リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた介護予防通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第五十八条第二号から第五号までに規定する基準を満たすことをもって、第二号から前号までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八十九条中「第四条から第八条まで、第十条から第十二条まで、第十四条、第十六条から第十八条まで、第二十四条、第二十五条、第二十七条から第二十九条まで、第三十三条、第四十七条、第六十八条及び第七十条から第七十二条まで」を「第三十五条の三から第三十五条の七まで、第三十五条の九から第三十五条の十一まで、第三十五条の十三、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の七から第三十九条の九まで、第四十二条及び第四十七条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第四条第一項中「第二十条」を「第三十五条の三第一項中「第三十九条」に、「第八条中」を「第三十五条の七中」に、「第二十四条中「第二十条」を「第三十九条の四中「第三十九条」に、「第三十三条中」を「第四十二条中」に改め、「第七十条中「第六十六条第一項各号」とあるのは「第八十条第一項各号」と」を削る。

第九十二条第一項第二号イ及びロ中「第五十条」を「第五十八条の二」に改める。

第九十三条第二項中「第四条第二項から第五項まで」を「第三十五条の三第二項から第五項まで」に改める。

第九十八条に次の一項を加える。

2 利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定介護予防支援等基準第二条に規定する担当職員が、緊急に指定介護予防短期入所生活介護を受けることが必要と認められた者に対し、介護予防サ

ビス計画において位置付けられていない指定介護予防短期入所生活介護を提供する場合であつて、当該利用者及び他の利用者等の処遇に支障がない場合にあつては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第九十八條の次に次の一条を加える。

(衛生管理等)

第九十八條の二 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第九十八條第二号中「第十三條第二項」を「第二十二條の五第二項」に改め、同条第三号中「第十四條第二項」を「第二十二條の六第二項」に改め、同条第五号中「第十四條第二項」を「第三十五條の十三第二項」に改め、同条第六号中「第十七條」を「第三十六條の三」に改める。

第九十八條中「第三條、第五條から第八條まで、第十條、第十一條、第十四條、第十六條、第十七條、第二十四條から第二十九條まで、第三十三條、第三十八條、第七十條、第七十二條及び第七十三條」を「第三十五條の二、第三十五條の四から第三十五條の七まで、第三十五條の九、第三十五條の十、第三十五條の十三、第三十六條の二、第三十六條の三、第三十八條、第三十九條の四から第三十九條の九まで、第四十二條、第八十三條の二及び第八十三條の四」に、「第二十四條中「第二十條」を「第三十九條の四中「第三十九條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十三條中」を「第四十二條中」に、「第七十條第三項中「第六十六條第一項各号に掲げる従業者」を「第八十三條の二第三項中「第八十條第一項各号に掲げる従業者」に、「第七十二條中」を「第八十三條の四中」に改める。

第九十八條中「第三條、第五條から第八條まで、第十條、第十一條、第十四條、第十六條、第十七條、第二十四條から第二十九條まで、第三十三條、第三十八條、第七十二條、第七十三條」を「第三十五條の二、第三十五條の四から第三十五條の七まで、第三十五條の九、第三十五條の十、第三十五條の十三、第三十六條の二、第三十六條の三、第三十八條、第三十九條の四から第三十九條の九まで、第四十二條、第八十三條の四」に、「第九十九條」を「第九十八條の二」に、「第二十四條中「第二十條」を「第三十九條の四中「第三十九條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十三條、第七十二條」を「第四十二條、第八十三條の四」に改める。

第九十八條第四項及び第九十一條(見出しを含む)中「指定介護予防通所介護事業所等」を「指

定介護予防認知症対応型通所介護事業所等」に改める。

第九十二條中「第三條、第五條から第八條まで、第十一條、第十四條、第十六條、第十七條、第二十四條から第二十六條まで、第二十七條第一項、第二十八條、第二十九條、第三十三條、第三十八條、第七十條、第七十二條、第七十三條」を「第三十五條の二、第三十五條の四から第三十五條の七まで、第三十五條の十、第三十五條の十三、第三十六條の二、第三十六條の三、第三十八條、第三十九條の四から第三十九條の六まで、第三十九條の七第一項、第三十九條の八、第三十九條の九、第四十二條、第八十三條の二、第八十三條の四」に、「第三條中」を「第三十五條の二中」に、「第十四條第一項」を「第三十五條の十三條第一項」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第十六條中」を「第三十六條の二中」に、「第二十四條中「第二十條」を「第三十九條の四中「第三十九條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第九十八條第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」とを加える。

第九十二條第一項中「平方メートル」の下に「以上」を加える。

第九十二條第一号中「第十三條第二項」を「第二十二條の五第二項」に改め、同条第二号中「第十四條第二項」を「第二十二條の六第二項」に改め、同条第五号中「第十四條第二項」を「第三十五條の十三第二項」に改め、同条第六号中「第十七條」を「第三十六條の三」に改める。

第九十二條中「第五條から第八條まで、第十條、第十一條、第十四條、第十六條、第十七條、第二十四條、第二十五條、第二十七條から第二十九條まで、第三十三條、第三十八條、第七十條、第七十二條」を「第三十五條の四から第三十五條の七まで、第三十五條の九、第三十五條の十、第三十五條の十三、第三十六條の二、第三十六條の三、第三十八條、第三十九條の四、第三十九條の五、第三十九條の七から第三十九條の九まで、第四十二條、第八十三條の二、第八十三條の四」に、「第二十四條中「第二十條」を「第三十九條の四中「第三十九條」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十三條中」を「第四十二條中」に、「第七十條第三項中「介護予防通所介護従業者」を「第八十三條の二第三項中「第八十條第一項各号に掲げる従業者」に、「掲げる」を「定める」に、「第七十二條中」を「第八十三條の四中」に改める。

第九十二條中「第五條から第八條まで、第十條、第十一條、第十四條、第十六條、第十七條、第二十四條、第二十五條、第二十七條から第二十九條まで、第三十三條、第三十八條、第七十二條」を「第三十五條の四から第三十五條の七まで、第三十五條の九、第三十五條の十、第三十五條の十三、

第三十六条の二、第三十六条の三、第三十八条、第三十九条の四、第三十九条の五、第三十九条の七から第三十九条の九まで、第四十二条、第八十三条の四」に、「第二十四条中「第二十条」を「第三十九条の四中「第三十九条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第三十三条及び第七十二条」を「第四十二条及び第八十三条の四」に改め、「第八十五条」との下に、「第八十二条」とあるのは「第八十八条において準用する条例第八十二条」とを加える。

第四百四十四条第一項第二号イ中「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二号第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が三又はその端数を増すごとに一及び利用者のうち認定省令第二号第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、同条第二号イ中「利用者のうち認定省令第二号第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者及び」を削り、「利用者の数」の下に「及び利用者の数に十分の三を乗じて得た数の合計数」を加え、「並びに利用者」のうち認定省令第二号第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一以上」を削る。

第四百四十六条第四項中「第四条第二項から第六項まで」を「第三十五条の三第二項から第五項まで」に改める。

第四百四十八条を次のように改める。

第四百四十八条 削除

第四百五十五条第一号中「第十三条第二項」を「第二十二号の五第二項」に改め、同条第二号中「第十四条第二項」を「第二十二号の六第二項」に改め、同条第七号中「第十七条」を「第三十六条の三」に改める。

第四百六十一条中「第三条、第六条、第七条、第十六条、第十七条、第二十四条から第二十九条まで、第三十三条、第三十七条、第三十八条、第七十二条、第七十三条」を「第三十五条の二、第三十五条の五、第三十五条の六、第三十六条の二から第三十八条まで、第三十九条の四から第三十九条の九まで、第四十二条、第八十三条の四、第九十八条の二」に、「第二十四条中「訪問介護員等」を「第三十九条の四中「第三十九条」とあるのは「第百五十一条」と、「介護予防訪問入浴介護従業者」に改め、「第三十三条中「条例」とあるのは「条例第九十四条において準用する条例」と」を削り、「第七十二条中」を「第四十二条及び第八十三条の四中」に改める。

第四百六十四条第四項「第四条第二項から第五項まで」を「第三十五条の三第二項から第五項まで」に改める。

第四百六十六条第二項中「受託介護予防サービス事業者は」の下に「、指定居宅サービス事業者（法第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者をいう。）」を加え、「又は」を「若しくは」に

改め、「指定地域密着型介護予防サービス事業者」の下に「又は法百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）」を加え、同条第三項中「指定介護予防訪問介護」を「指定訪問介護（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号）第五条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）、指定通所介護（同条例第四十七条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）」に改め、「指定介護予防通所介護」を削り、「指定介護予防認知症対応型通所介護」の下に「並びに法百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号訪問事業」という。）に係るサービス及び同号ロに規定する第一号通所事業（指定事業者により行われるものに限る。以下「指定第一号通所事業」という。）に係るサービス」を加え、同条第四項中「指定介護予防訪問介護、指定介護予防訪問看護及び指定介護予防通所介護」を「次に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

一 指定訪問介護又は指定第一号訪問事業に係るサービス

二 指定通所介護又は指定第一号通所事業（機能訓練を行う事業を含むものに限る。）に係るサービス

三 指定介護予防訪問看護

第四百六十七条第一号中「第十三条第二項」を「第二十二号の五第二項」に改め、同条第二号中「第十四条第二項」を「第二十二号の六第二項」に改め、同条第七号中「第十七条」を「第三十六条の三」に改める。

第四百六十九条中「第三条、第六条、第七条、第十六条、第十七条、第二十四条から第二十九条まで、第三十三条、第三十七条、第三十八条、第七十二条、第七十三条」を「第三十五条の二、第三十五条の五、第三十五条の六、第三十六条の二から第三十八条まで、第三十九条の四から第三十九条の九まで、第四十二条、第八十三条の四、第九十八条の二」に、「第二十四条中「訪問介護員等」を「第三十九条の四中「第三十九条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第二十六条中「指定介護予防訪問介護事業所」を「第三十九条の六中「指定介護予防訪問入浴介護事業所」に改め、「第三十三条中「条例」とあるのは「条例第九十九条において準用する条例」と」を削り、「第七十二条及び」を「第四十二条、第八十三条の四及び」に改める。

第四百七十四条の見出し中「確保」の下に「及び福祉用具専門相談員の知識・技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定介護予防福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第四百七十八条第一号中「第十三条第二項」を「第二十二号の五第二項」に改め、同条第二号中「第

十四条第二項を「第二十二條の六第二項」に改め、同条第五号中「第十四条第二項」を「第三十五条の十三第二項」に改め、同条第六号中「第十七条」を「第三十六条の三」に改める。

第百八十条の見出し中「介護予防福祉用具計画」を「介護予防福祉用具貸与計画」に改める。

第百八十一条中「第三条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十五条から第二十九条まで、第三十三条、第三十八条並びに第七十条第一項及び第二項」を「第三十五条の二から第三十五条の十三まで、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十八条、第三十九条の五から第三十九条の九まで、第四十二条並びに第八十三条の二第一項及び第二項」に、「第四条第一項中「第二十条」を「第三十五条の三第一項中「第三十九条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第五條」を「第三十五条の四」に、「第九条第二項」を「第三十五条の八第二項」に、「第十三条」を「第三十五条の十二」に、「第十四条中」を「第三十五条の十三中」に、「第十六条中」を「第三十六条の二中」に、「第三十三條中」を「第四十二條中」に、「第七十条第二項」を「第八十三条の二第二項」に改める。

第百八十二条第一項中「第三条から第九条まで、第十一条から第十四条まで、第十六条、第十七条、第二十五条、第二十六条、第二十七条第一項、第二十八条、第二十九条、第三十三条、第三十八条、第七十条第一項及び第二項」を「第三十五条の二から第三十五条の八まで、第三十五条の十から第三十五条の十三まで、第三十六条の二、第三十六条の三、第三十八条、第三十九条の五、第三十九条の六、第三十九条の七第一項、第三十九条の八、第三十九条の九、第四十二条、第八十三条の二第一項及び第二項」に、「第四条第一項中「第二十条」を「第三十五条の三第一項中「第三十九条」に、「訪問介護員等」を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第五条」を「第三十五条の四」に、「第九条第二項」を「第三十五条の八第二項」に、「第十三条」を「第三十五条の十二」に、「第十四条中」を「第三十五条の十三中」に、「指定介護予防訪問介護」を「指定介護予防訪問入浴介護」に、「第十六条中」を「第三十六条の二中」に、「第三十三條中」を「第四十二條中」に、「第七十条第二項」を「第八十三条の二第二項」に改める。

第百八十七条第一号中「第十三条第二項」を「第二十二條の五第二項」に改め、同条第二号中「第十四条第二項」を「第二十二條の六第二項」に改め、同条第五号中「第十七条」を「第三十六条の三」に改める。

第百九十条中「第三条から第九条まで、第十一条から第十三条まで、第十七条、第二十三条、第二十五条から第二十九条まで、第三十三条、第三十八条、第七十条第一項及び第二項」を「第三十五条の二から第三十五条の八まで、第三十五条の十から第三十五条の十二まで、第三十六条の三、第三十八條、第三十九条の三、第三十九条の五から第三十九条の九まで、第四十二条、第八十三条の二第一項及び第二項」に、「第四条中「第二十条」を「第三十五条の三中「第三十九条」に、「訪問介護員等」

を「介護予防訪問入浴介護従業者」に、「第五条」を「第三十五条の四」に、「第九条第二項」を「第三十五条の八第二項」に、「第十三条中」を「第三十五条の十二中」に、「第三十三條中」を「第四十二条中」に、「第七十条第二項」を「第八十三条の二第二項」に改める。

附則第四項中「第三条」を「附則第三条」に改める。
附則第十三項中「認定省令」を「要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号）」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に関する経過措置)

2 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号。以下「整備法」という。）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第五条の規定（整備法附則第一条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（以下「旧指定介護予防訪問介護」という。）又は介護保険法第五十四条第一項第二号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護若しくはこれに相当するサービスについては、改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「旧規則」という。）第二条から第二十四条までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧規則第二条第一項中「条例」とあるのは「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例（平成二十七年宮城県条例第三十二号。附則第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の条例（以下「旧条例」という。）」と、同条第二項中「条例」とあるのは「旧条例」と、同条第五項中「条例第六条第三項」とあるのは「旧条例第六条第三項」と、旧規則第三十条、第三十一条、第三十三条及び第三十四条中「条例」とあるのは「旧条例」とする。

3 前項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第二条第二項及び第五項の規定は、旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号イに規定する第一号訪問事業（旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る同法第百十五条の四十五の三第一項に規定する指定事業者（以下「指定事業者」という。）

第六十六条第八項	指定居宅サービス等基準条例施行規則第六十八条第二項から第七項までに規定する	市町村の定める第一項第三号に規定する第一号通所事業の人員に関する
第六十七条第三項	指定居宅サービス等基準条例施行規則第六十九条第一項及び第二項に規定する	市町村の定める前条第一項第三号に規定する第一号通所事業の設備に関する

6 附則第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる旧規則第七十九条第二項の規定は、旧基準該当介護予防通所介護の事業と介護保険法第十五条の四十五第一項第一号ロに規定する第一号通所事業（旧基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）を同一の事業所において一体的に運営している場合について準用する。この場合において、旧規則第七十九条第二項中次の表の上欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

指定居宅サービス等基準条例施行規則第九十条第一項において準用する指定居宅サービス等基準条例施行規則第六十八条第二項から第六項までに規定する	市町村の定める第六十六条第一項第三号に規定する第一号通所事業の人員に関する
指定居宅サービス等基準条例施行規則第九十条第一項において準用する指定居宅サービス等基準条例施行規則第六十九条第一項及び第二項に規定する	市町村の定める当該第一号通所事業の設備に関する

7 整備法附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者に係る改正後の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新規則」という。）第六十六条第二項の規定の適用については、同項中「指定事業者（）」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十三条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。

8 新規則第六十六条第二項の規定により旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が受託介護予防サービス事業者となる場合、同条第三項中「指定通所介護をいう。以下同じ。」とあるのは「指定通所介護をいう。以下同じ。」、地域における医療及び介護

の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成二十六年法律第八十三号）附則第十一条又は第十四条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第五条による改正前の法（以下「旧法」という。）第五十三条第一項に規定する指定介護予防サービス（以下この項において「旧指定介護予防サービス」という。）に該当する旧法第八条の二第二項に規定する介護予防訪問介護（次項において「指定介護予防訪問介護」という。）と、「指定介護予防訪問リハビリテーション」とあるのは、「指定介護予防訪問リハビリテーション、旧指定介護予防サービスに該当する介護予防通所介護（次項において「指定介護予防通所介護」という。）と、同条第四項第一号中「指定訪問介護」とあるのは「指定訪問介護若しくは指定介護予防訪問介護」と、同項第二号中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護若しくは指定介護予防通所介護」とする。

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則附則第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則に公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第二十九号

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則（平成二十七年宮城県規則第二十八号）附則第二項及び第四項の規定によりなおその効力を有するものとされる同規則による改正前の指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

5 第二条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

第二項の規定にかかわらず、常勤のサービス提供責任者を三人以上配置し、かつ、サービス提供

責任者の業務に主として従事する者を一人以上配置している事業所において、サービス提供責任者が行う業務が効率的に行われている場合にあつては、当該介護予防訪問介護事業所に置くべきサービス提供責任者の員数は、利用者の数が五十又はその端数を増すことに一人以上とすることができ

る。
第六十七条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 前項ただし書の場合（指定介護予防通所介護事業者が指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例（平成二十七年宮城県条例第三十二号）附則第五項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の条例第四十九条第一項に規定する設備を利用し、夜間及び深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービス内容を当該サービスの提供の開始前に知事に届け出るものとする。

附則

（施行期日）

1 この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

（指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

2 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第二項中「同条第五項」を「同条第六項」に改める。

附則第三項中「第二条第二項及び第五項」を「第二条第二項及び第六項」に、同項の表中「第二条第五項」を「第二条第六項」に改める。

附則第四項中「同条第三項」を「同条第四項」に改める。

附則第五項及び同項の表中「第六十七条第三項」を「第六十七条第四項」に改める。

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

○宮城県規則第三十号

宮城県知事 村 井 嘉 浩

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第四十五号）の一部を次のように改正する。

第四十一条中「以下」を「第三十二条第六号及び第四十一条第二項において」に改める。

第四十一条第二項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、若しくは在籍する保育所、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の下に「助言その他の」を加える。

第五十条の二の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第一項第一号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等）に改め、「第六十三条第一項」の下に「又は第七十一条第一項」を加え、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に」に、「二十五人」を「二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）」に改め、同項第二号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等）」に改め、「十五人」の下に「登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第五十条の二第一項第三号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型

居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第七十五条第二項第一号」を加え、同項第四号中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に、「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条」の下に「又は第七十一条」を加え、同条第二項中「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改める。

第五十九条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 条例第三十二条第三項の規則で定める員数は、次のとおりとする。

- 一 嘱託医 一以上
 - 二 看護師 一以上
 - 三 児童指導員又は保育士 一以上
 - 四 機能訓練担当職員 一以上
 - 五 児童発達支援管理責任者 一以上
- 第六十一条に次のただし書を加える。

ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所にあつては、利用定員を五人以上とすることができる。

第六十三条中「第三十一条まで、第三十三条から」を削り、「第四十一条第一項」を「第四十一条第一項及び」に改め、「及び第五十七条」を削り、「第五十七条」を「第三十二条」に、「第五十七条第六号」を「第三十二条第六号」に改め、「第五十七条第六号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう）」とあるのは「実施地域」とを削る。

第六十五条の次に次の一条を加える。

(利用定員)

第六十五条の二 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を十人以上とする。

第六十六条中「第三十一条まで、第三十三条から」及び「第五十七条、第六十一条」を削る。

第七十三条第一項中「から第三項まで」を、「第二項及び第四項」に改め、同条第二項中「第五十九条第四項」を「第五十九条第五項」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十一号

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部を改正する規則

指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成二十五年宮城県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第八十条第三項第一号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条第一項」の下に「又は第七十一条第一項」を加え、「二十五人」を「二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあつては、十八人）」に改め、同項第二号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「十五人」の下に「（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等）にあつては登録定員に応じて次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては十二人」を加え、同号に次の表を加える。

登録定員	利用定員
二十六人又は二十七人	十六人
二十八人	十七人
二十九人	十八人

第八十条第三項第三号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十七条第二項第一号」の下に「又は第七十五条第二項第一号」を加え、同項第四号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第六十三条」の下に「又は第七十一条」を加える。

第九十一条第一項中「九人」の下に「サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人」を加える。

第一百五十一条の三第一項中「指定共同生活援助」の下に「（条例第八十九条に規定する指定共同生

活援助をいう。以下この節及び附則第四項第一号において同じ。」を加える。

附則第二項の前の見出しを削り、同項の前の見出しとして「(指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置)」を付す。

附則第七項に見出しとして「(従たる事業所に関する経過措置)」を付し、同項を附則第十六項とする。

附則第六項を附則第十五項とする。

附則第五項の前の見出しとして「(指定宿泊型自立訓練に関する経過措置)」を付し、同項中「整備省令」という。)の下に「第一条の規定」を加え、同項を附則第十四項とする。

附則第四項に見出しとして「(平成十八年十月一日前から引き続き存する精神障害者生活訓練施設等に係る設備に関する特例)」を付し、同項を附則第十三項とし、附則第三項の次に次の九項を加える。

(地域移行支援型ホームに関する特例等)

4 条例附則第二項の規定で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 県又は条例附則第二項に規定する共同生活住居の所在地を含む区域(法第八十九条第二項第二号の規定により県が定める区域をいう。以下この号において同じ。)における指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助(以下「指定共同生活援助等」という。)の量が、事業を開始する時点において、法第八十九条第一項の規定により定められた県障害福祉計画に定める県又は当該区域の指定共同生活援助等の必要な量に満たない場合において、県又は当該区域内において事業を行うものであること。

二 条例附則第二項に規定する病院の精神病床の減少を伴うものであること。

5 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第五百五十一条の三(第五百五十一条の八において準用する場合を含む。)の規定を適用する場合には、第五百五十一条の三第一項中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。

6 地域移行支援型ホーム事業者が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

7 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について第五百五十四条又は第五百五十五条の八において準用する第四十七条の規定を適用する場合には、同条第二項中「営むこと」とあるのは「営み、入居の日から条例附則第三項に定める期間内に条例附則第四項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

8 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会(以下「地域移行推進協議会」という。)を設

置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

9 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの(以下「協議会等」という。)に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

(指定共同生活援助事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例)

10 第五十二条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行介護又は行動援助に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合には、平成三十年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

11 第五十二条第三項の規定は、指定共同生活援助事業所の利用者のうち、障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第一条第五号に規定する区分四、同条第六号に規定する区分五又は同条第七号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による居宅介護(身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。)の利用を希望し、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合には、平成三十年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

一 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置づけられていること。

二 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

12 前二項の場合において、第五百五十一条第一項第二号ロからニまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数(附則第十項又は第十一项の規定の適用を受ける者)であつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数」とする。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

宮城県拓桃医療療育センター管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十二号

宮城県拓桃医療療育センター管理規則を廃止する規則

宮城県拓桃医療療育センター管理規則（平成十七年宮城県規則第百号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第三十三号

宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

宅地建物取引業法施行細則（平成十二年宮城県規則第百四十号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項第二号及び第九条第二号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

第十三条中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改める。

第十四条中「第十条」を「第九条」に改める。

様式第二号中「の取引主任者」を「の宅地建物取引士」に改める。

「取引主任者番号」を

「宅地建物取引士番号」に改める。

様式第四号中「取引主任者」を「宅地建物取引士」に改める。

様式第五号中「宅地建物取引主任者資格登録簿登録拒否通知書」を「宅地建物取引士資格登録簿登録拒否通知書」に、「宅地建物取引主任者資格登録簿登録申請書」を「宅地建物取引士資格登録簿登録申請書」に改める。

附 則

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。

訓 令 甲

○宮城県訓令第四号

単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令

単純労働職員の給与に関する規程（昭和三十二年宮城県訓令甲第二十六号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、第十三号を第十二号とする。

第七条第二項の表中「のうち三十六号俸以下」を削り、「一級のうち三十七号俸以上五十二号俸」を「二級のうち十六号俸」に、「一級のうち五十三号俸」を「二級のうち十七号俸」に、「三級」を「三級」に、「四級」を「四級」に改める。

第十三条を削り、第十四条を第十三条とする。

第十五条第二項中「前条第一項第二号及び第四号」を「前条第一項第三号」に改め、同条を第十四条とし、第十六条を第十五条とする。

第十七条中「別表第八イ又はロ」を「別表第八イ、ロ又はハ」に改め、同条を第十六条とする。

別表第一を次のように改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

給 料 表

職員 の区 分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	123,900	175,000	196,600	244,600	275,400
	2	124,800	176,500	198,000	245,900	277,300
	3	125,800	178,000	199,400	247,100	279,100
	4	126,700	179,500	200,700	248,400	281,000
	5	127,700	180,900	202,000	249,500	282,800
	6	128,700	182,400	203,400	250,800	284,600
	7	129,700	183,800	204,800	252,100	286,300
	8	130,700	185,200	206,200	253,400	288,200
	9	131,500	186,600	207,600	254,500	289,900
	10	132,500	187,800	209,200	255,800	291,700
	11	133,500	189,100	210,800	257,000	293,400
	12	134,600	190,300	212,300	258,300	295,200
	13	135,400	191,500	213,600	259,400	296,800
	14	136,400	192,600	215,100	260,600	298,500
	15	137,400	193,700	216,600	261,700	300,100
	16	138,400	194,800	217,900	262,800	301,600
	17	139,500	195,900	219,000	263,900	303,200
	18	140,700	197,000	219,800	265,100	304,800
	19	141,900	198,000	220,700	266,200	306,500
	20	143,100	199,000	221,700	267,200	308,200
	21	144,200	200,000	222,700	268,200	309,500
	22	145,400	201,100	224,200	269,300	310,900
	23	146,600	202,200	225,600	270,400	312,300
	24	147,800	203,200	226,800	271,500	313,800
	25	149,000	204,200	228,300	272,500	315,200
	26	150,500	205,100	229,600	273,600	316,700
	27	152,000	205,800	231,000	274,700	318,200
	28	153,500	206,700	232,300	275,800	319,600
	29	154,900	207,600	233,600	276,800	321,200
	30	156,400	208,800	234,900	277,900	322,400
	31	157,900	209,900	236,300	278,900	323,700
	32	159,400	210,800	237,600	279,900	324,900
	33	160,900	211,500	238,800	280,800	326,000
	34	162,700	212,800	240,100	281,800	326,900
	35	164,500	214,000	241,400	282,900	328,000
	36	166,300	215,200	242,800	284,000	329,100
	37	168,100	216,300	244,100	284,700	330,200
	38	169,800	217,600	245,400	285,600	331,300
	39	171,500	218,900	246,800	286,500	332,300
	40	173,200	220,000	248,200	287,400	333,300
	41	174,800	221,100	249,300	288,300	334,300
	42	176,200	222,300	250,600	289,300	335,300
	43	177,600	223,500	251,900	290,300	336,300

	44	179,000	224,700	253,200	291,200	337,300
	45	180,500	225,800	254,100	291,900	338,200
	46	181,900	227,000	255,200	292,800	339,200
	47	183,300	228,200	256,400	293,700	340,200
	48	184,700	229,300	257,600	294,600	341,200
	49	186,000	230,400	258,800	295,300	342,100
	50	187,200	231,600	260,000	296,000	343,000
	51	188,300	232,800	261,200	296,700	343,900
	52	189,500	234,000	262,200	297,500	344,700
	53	190,600	235,100	263,300	298,100	345,500
	54	191,700	236,100	264,400	298,900	346,300
	55	192,800	237,000	265,600	299,600	347,100
	56	193,900	238,000	266,800	300,300	347,800
	57	195,000	239,000	267,800	301,000	348,500
	58	196,000	240,000	268,800	301,700	349,300
	59	197,100	241,000	269,900	302,500	350,100
	60	198,100	241,900	270,900	303,200	350,800
	61	199,200	242,900	272,000	303,800	351,500
	62	200,100	243,800	273,100	304,500	352,200
	63	201,000	244,700	274,100	305,200	352,900
	64	201,900	245,600	275,200	305,900	353,600
再任	65	202,600	246,500	276,100	306,400	354,200
用職	66	203,400	247,300	276,900	306,900	354,700
員以	67	204,200	248,100	277,700	307,500	355,200
外の	68	205,000	248,800	278,500	308,100	355,700
職員	69	205,500	249,600	279,400	308,700	356,100
	70	206,100	250,200	280,200	309,100	
	71	206,500	250,800	281,000	309,600	
	72	207,100	251,300	281,700	310,100	
	73	207,700	251,500	282,500	310,400	
	74	208,400	251,900	283,200	310,900	
	75	209,100	252,400	284,000	311,400	
	76	209,900	252,900	284,800	311,800	
	77	210,200	253,500	285,400	312,000	
	78	210,900	253,900	286,000	312,300	
	79	211,600	254,400	286,500	312,600	
	80	212,300	254,900	286,900	312,900	
	81	213,000	255,200	287,300	313,200	
	82	213,700	255,500	287,700	313,500	
	83	214,400	255,800	288,200	313,800	
	84	215,100	256,100	288,700	314,100	
	85	215,800	256,300	289,100	314,300	
	86	216,500	256,600	289,700	314,700	
	87	217,200	256,900	290,300	315,000	
	88	217,900	257,200	290,900	315,200	
	89	218,400	257,400	291,200	315,400	
	90	219,000	257,600	291,700	315,700	
	91	219,600	258,000	292,200	316,000	

92	220,200	258,200	292,600	316,300	
93	220,600	258,500	293,000	316,500	
94	221,100	258,900	293,500	316,800	
95	221,600	259,200	294,000	317,100	
96	222,100	259,500	294,500	317,300	
97	222,700	259,700	294,800	317,500	
98	223,200	260,000	295,200	317,800	
99	223,700	260,200	295,700	318,100	
100	224,200	260,500	296,200	318,300	
101	224,800	260,800	296,600	318,500	
102	225,300	261,000	297,000		
103	225,900	261,300	297,300		
104	226,500	261,600	297,600		
105	226,900	261,800	297,900		
106	227,400	262,000	298,300		
107	227,900	262,300	298,700		
108	228,300	262,500	299,100		
109	228,500	262,800	299,400		
110	228,900	263,100	299,800		
111	229,400	263,400	300,200		
112	229,900	263,600	300,500		
113	230,300	263,800	300,700		
114	230,800	264,100	301,000		
115	231,300	264,300	301,300		
116	231,800	264,500	301,500		
117	232,100	264,800	301,700		
118	232,500	265,100	302,000		
119	232,900	265,400	302,300		
120	233,300	265,700	302,500		
121	233,700	265,800	302,700		
122		266,100	303,000		
123		266,400	303,300		
124		266,700	303,500		
125		266,800	303,700		
126		267,100	304,000		
127		267,400	304,300		
128		267,700	304,500		
129		267,800	304,700		
130		268,100	305,000		
131		268,400	305,300		
132		268,700	305,500		
133		268,800	305,700		
134		269,100			
135		269,400			
136		269,700			
137		269,800			
再任 用職 員	191,300	202,400	220,900	241,700	272,400

別表第二の一級の項の次に次のように加える。

二級
技能又は経験を必要とする業務を行う技師（運転技術）、技師（巡視）等の職務

別表第二の二級の項中

二級

を

三級

に改め、同表の三級の項

中

三級

を

四級

に改め、同表の四級の項中

四級

を

五級

に改める。

別表第三中

一級二十一号俸から六十号俸	一級五号俸から四十四号俸まで
---------------	----------------

を

一級二十一号俸から二級二十四号俸まで	一級五号俸から二級八号俸まで
--------------------	----------------

に改める。

別表第四を次のように改める。

別表第四 (第三条関係)

昇 格 時 号 俸 対 応 表

昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸				昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸				昇格した日の 前日に受けて いた号俸	昇格後の号俸			
	2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級		2級	3級	4級	5級
1	1	1	1	1	51	15	39	23	26	101	55	65	67	40
2	1	1	1	1	52	16	40	24	26	102	55	65	67	
3	1	1	1	1	53	17	41	25	27	103	56	65	68	
4	1	1	1	1	54	18	42	26	27	104	56	65	68	
5	1	1	1	1	55	19	43	27	28	105	57	66	69	
6	1	1	1	1	56	20	44	28	28	106	57	66	70	
7	1	1	1	1	57	21	45	29	29	107	57	66	71	
8	1	1	1	1	58	22	46	30	29	108	58	66	72	
9	1	1	1	1	59	23	47	31	29	109	58	67	73	
10	1	2	1	1	60	24	48	32	30	110	58	67	73	
11	1	3	1	1	61	25	49	33	30	111	59	67	74	
12	1	4	1	1	62	26	49	34	30	112	59	67	74	
13	1	5	1	1	63	27	50	35	31	113	59	68	75	
14	1	6	1	1	64	28	50	36	31	114	60	68	75	
15	1	7	1	1	65	29	51	37	31	115	60	68	76	
16	1	8	1	1	66	30	51	38	32	116	60	68	76	
17	1	9	1	1	67	31	52	39	32	117	61	69	76	
18	1	10	1	2	68	32	52	40	32	118	61	69	76	
19	1	11	1	3	69	33	53	41	33	119	62	69	76	
20	1	12	1	4	70	34	53	42	33	120	62	69	76	
21	1	13	1	5	71	35	54	43	33	121	63	69	76	
22	1	14	1	6	72	36	54	44	34	122		69	76	
23	1	15	1	7	73	37	55	45	34	123		69	76	
24	1	16	1	8	74	38	55	46	34	124		70	76	
25	1	17	1	9	75	39	56	47	35	125		70	76	
26	1	18	1	10	76	40	56	48	35	126		70	76	
27	1	19	1	11	77	41	57	49	35	127		70	76	
28	1	20	1	12	78	42	57	50	36	128		70	76	
29	1	21	1	13	79	43	58	51	36	129		70	76	
30	1	22	2	13	80	44	58	52	36	130		70	76	
31	1	23	3	14	81	45	59	53	37	131		71	76	
32	1	24	4	14	82	45	59	54	37	132		71	76	
33	1	25	5	15	83	46	60	55	37	133		71	76	
34	1	26	6	15	84	46	60	56	37	134		71		
35	1	27	7	16	85	47	61	57	37	135		71		
36	1	28	8	16	86	47	61	58	37	136		71		
37	1	29	9	17	87	48	61	59	38	137		71		
38	2	30	10	17	88	48	61	60	38					
39	3	31	11	18	89	49	62	61	38					
40	4	32	12	18	90	49	62	61	38					
41	5	33	13	19	91	50	62	62	38					
42	6	33	14	19	92	50	62	62	38					
43	7	34	15	20	93	51	63	63	39					
44	8	34	16	20	94	51	63	63	39					
45	9	35	17	21	95	52	63	64	39					
46	10	35	18	22	96	52	63	64	39					
47	11	36	19	23	97	53	64	65	39					
48	12	36	20	24	98	53	64	65	39					
49	13	37	21	25	99	54	64	66	40					
50	14	38	22	25	100	54	64	66	40					

備考 この表の昇格後の号俸欄中「2級」等とあるのは、その者が昇格した職務の級を示す。

別表第五拓桃医療療育センターの項を削る。
別表第五の二を次のように改める。

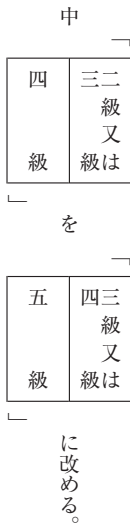
別表第五の二(第四条関係)

調 整 基 本 額 表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	6,100円
2 級	7,500円
3 級	8,600円
4 級	8,800円
5 級	9,800円

別表第六中「(第十四条関係)」を「(第十三条関係)」に改める。

別表第七中「(第十六条関係)」を「(第十五条関係)」に改め、同表二級又は三級の項及び四級の項



別表第八中「(第十七条関係)」を「(第十六条関係)」に改め、同表イの表第十号区分の項中「から第九号区分まで」を「及び第九号区分」に改め、別表第八口中「以後の基礎在職期間」を「から平成二十七年三月三十一日までの間の基礎在職期間」に改め、同表ロの表第八号区分の項及び第九号区分の項中「以後」を「から平成二十七年三月三十一日までの間」に改め、同表第十号区分の項中「から第九号区分まで」を「及び第九号区分」に改め、別表第八に次のように加える。

ハ 平成二十七年四月一日以後の基礎在職期間における職員の区分についての表

第八号区分	平成二十七年四月一日以後の給料表においてその属する職務の級が五級であった者
第九号区分	平成二十七年四月一日以後の給料表においてその属する職務の級が三級及び四級であった者のうち、別表第七の適用があつたもの

第十号区分

第八号区分及び第九号区分のいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成二十七年四月一日から施行する。

(職務の級の切替え)

2 この訓令の施行の日(以下「施行日」という。)の前日から引き続き在職する職員の施行日における職務の級は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)に対応する附則別表第一の施行日における職務の級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に二の職務の級が掲げられているときは、知事の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号俸の切替え)

3 前項の規定により施行日における職務の級を定められる職員の施行日における号俸は、施行日の前日においてその者が受けていた号俸(以下「旧号俸」という。)に対応する附則別表第二の新号俸欄に定める号俸とする。

(施行日前の異動者の号俸等の調整)

4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の号俸については、その者が施行日において職務の級を異にする異動をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、別に定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給料の切替えに伴う経過措置)

5 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(単純労働職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令(平成十九年訓令第甲第十二号)附則第六項及び附則第七項の規定による給料を除く。)に達しないこととなる職員(知事が定める職員を除く。)には、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員(前項に規定する職員を除く。)については、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、知事の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

7 前二項の規定による給料を支給される職員に関する単純労働職員の給与に関する規程第十六条第一項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号。以下「条例」という。)第十九条第五項(条例第二十条第四項において準用する場合を

含む。以下この項において同じ。）の規定の適用については、条例第十九条第五項中「その額に給料月額」とあるのは「その額に給料月額と単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成二十七年宮城県訓令甲第四号。以下「平成二十七年改正規程」という。）附則第五項及び附則第六項の規定による給料の額との合計額」と、「あつては、給料月額」とあるのは「あつては、給料月額と平成二十七年改正規程附則第五項及び附則第六項の規定による給料の額との合計額」とする。

（退職手当に関する経過措置）

8 施行日の前日から引き続き在職する職員が施行日以後に退職した場合において、退職の日におけるその者の給料月額が旧級及び旧号俸に於いて附則別表第三に定める額に達しないこととなる者に対する単純労務職員の給与に関する規程第十七条の規定によりその例によることとされる職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条第一項	という。）	という。）に平成二十七年三月三十一日において、その者が属していた職務の級及びその者が受けていた号俸に於いて単純労務職員の給与に関する規程の一部を改正する訓令（平成二十七年宮城県訓令甲第四号）附則別表第三に定める額と退職の日におけるその者の給料月額（給料に相当する給与を除く。）との差額に相当する額（以下「差額相当額」という。）を加えた額
第四条第一項	その者の給料月額	その者の給料月額に差額相当額を加えた額

9 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。
附則別表第一

職務の級の切替表

施行日の前日においてその者が属していた職務の級	施行日における職務の級
1 級	1 級
	2 級

2 級	3 級
3 級	4 級
4 級	5 級

附則別表第二

号 俸 の 切 替 表

切替日の前日においてその者が受けていた号俸	新号俸					切替日の前日においてその者が受けていた号俸	新号俸					切替日の前日においてその者が受けていた号俸	新号俸				
	1級	2級	3級	4級	5級		1級	2級	3級	4級	5級		1級	2級	3級	4級	5級
1	1		9	1	1	46		10	54	38	39	91		55	99	83	
2	2		10	1	1	47		11	55	39	40	92		56	100	84	
3	3		11	1	1	48		12	56	40	41	93		57	101	85	
4	4		12	1	1	49		13	57	41	42	94		58	102	86	
5	5		13	1	1	50		14	58	42	43	95		59	103	87	
6	6		14	1	1	51		15	59	43	44	96		60	104	88	
7	7		15	1	1	52		16	60	44	45	97		61	105	89	
8	8		16	1	1	53		17	61	45	46	98		62	106	90	
9	9		17	1	2	54		18	62	46	47	99		63	107	91	
10	10		18	2	3	55		19	63	47	48	100		64	108	92	
11	11		19	3	4	56		20	64	48	49	101		65	109	93	
12	12		20	4	5	57		21	65	49	50	102		66	110	94	
13	13		21	5	6	58		22	66	50	51	103		67	111	95	
14	14		22	6	7	59		23	67	51	52	104		68	112	96	
15	15		23	7	8	60		24	68	52	53	105		69	113	97	
16	16		24	8	9	61		25	69	53	54	106		70	114	98	
17	17		25	9	10	62		26	70	54	55	107		71	115	99	
18	18		26	10	11	63		27	71	55	56	108		72	116	100	
19	19		27	11	12	64		28	72	56	57	109		73	117	101	
20	20		28	12	13	65		29	73	57	58	110		74	118	101	
21	21		29	13	14	66		30	74	58	59	111		75	119	101	
22	22		30	14	15	67		31	75	59	60	112		76	120	101	
23	23		31	15	16	68		32	76	60	61	113		77	121	101	
24	24		32	16	17	69		33	77	61	62	114		78	122	101	
25	25		33	17	18	70		34	78	62	63	115		79	123	101	
26	26		34	18	19	71		35	79	63	64	116		80	124	101	
27	27		35	19	20	72		36	80	64	65	117		81	125	101	
28	28		36	20	21	73		37	81	65	66	118		82	126	101	
29	29		37	21	22	74		38	82	66	67	119		83	127	101	
30	30		38	22	23	75		39	83	67	68	120		84	128	101	
31	31		39	23	24	76		40	84	68	69	121		85	129	101	
32	32		40	24	25	77		41	85	69	69	122			130	101	
33	33		41	25	26	78		42	86	70	69	123			131	101	
34	34		42	26	27	79		43	87	71	69	124			132	101	
35	35		43	27	28	80		44	88	72	69	125			133	101	
36	36		44	28	29	81		45	89	73	69						
37		1	45	29	30	82		46	90	74	69						
38		2	46	30	31	83		47	91	75	69						
39		3	47	31	32	84		48	92	76	69						
40		4	48	32	33	85		49	93	77	69						
41		5	49	33	34	86		50	94	78	69						
42		6	50	34	35	87		51	95	79	69						
43		7	51	35	36	88		52	96	80	69						
44		8	52	36	37	89		53	97	81	69						
45		9	53	37	38	90		54	98	82							

備考 この表中「1級」等とあるのは、施行日においてその者が属することとなる職務の級を示す。

附則別表第三

基 準 額 表

旧号俸	旧級			
	1 級	2 級	3 級	4 級
	円	円	円	円
1	123,900	196,600	213,600	275,400
2	124,800	198,000	215,100	277,300
3	125,800	199,400	216,600	279,100
4	126,700	200,700	217,900	281,000
5	127,700	202,000	219,000	282,800
6	128,700	203,400	219,800	284,600
7	129,700	204,800	220,700	286,300
8	130,700	206,200	221,700	288,200
9	131,500	207,600	222,700	289,900
10	132,500	209,200	224,200	291,700
11	133,500	210,800	225,600	293,400
12	134,600	212,300	226,800	295,200
13	135,400	213,600	228,300	296,800
14	136,400	214,600	229,800	298,500
15	137,400	215,600	231,300	300,100
16	138,400	216,600	232,800	301,600
17	139,500	217,400	234,200	303,200
18	140,700	218,400	235,700	304,800
19	141,900	219,400	237,200	306,500
20	143,100	220,400	238,700	308,200
21	144,200	221,300	240,100	309,500
22	146,100	222,800	241,600	310,900
23	148,000	224,300	243,100	312,300
24	149,900	225,800	244,600	313,800
25	151,800	227,100	246,000	315,200
26	153,300	228,600	247,500	316,700
27	154,800	230,100	249,000	318,200
28	156,400	231,600	250,500	319,600
29	157,700	232,900	251,900	321,200
30	159,200	234,400	253,400	323,700
31	160,700	235,900	254,900	326,200
32	162,200	237,400	256,400	328,700
33	163,600	238,700	257,900	331,100
34	165,200	240,200	259,400	333,000
35	166,800	241,700	260,900	335,000
36	168,400	243,200	262,400	336,900
37	169,900	244,600	263,900	338,800
38	171,100	246,100	265,800	340,700
39	172,300	247,700	267,600	342,500
40	173,500	249,200	269,500	344,400
41	174,500	250,600	271,200	345,900
42	176,100	252,000	273,100	347,300
43	177,700	253,400	275,000	348,800
44	179,300	254,800	276,800	350,300

45	181,000	256,000	278,500	351,900
46	182,300	257,300	280,400	352,700
47	183,600	258,700	282,200	353,900
48	184,900	260,100	284,100	354,900
49	186,200	261,400	285,800	355,800
50	188,000	262,500	287,500	356,900
51	189,800	263,800	289,300	357,800
52	191,600	265,100	291,100	358,900
53	193,500	266,200	292,800	359,800
54	194,800	267,300	294,500	360,500
55	196,100	268,600	296,200	361,200
56	197,400	269,900	297,800	361,900
57	198,700	271,000	299,500	362,300
58	200,000	272,000	301,200	362,900
59	201,300	273,100	302,800	363,600
60	202,600	274,200	304,500	364,300
61	204,100	275,400	305,700	364,600
62	206,100	276,400	307,200	365,300
63	208,100	277,300	308,800	366,000
64	210,100	278,300	310,400	366,700
65	212,000	279,100	312,000	367,000
66	213,300	280,000	313,600	367,600
67	214,600	280,800	315,200	368,300
68	215,900	281,700	316,700	368,900
69	217,100	282,700	318,200	369,200
70	218,100	283,500	319,400	369,800
71	219,000	284,300	320,600	370,500
72	220,000	285,100	321,800	371,100
73	220,800	285,900	322,500	371,500
74	221,100	286,400	323,400	372,000
75	221,400	286,800	324,200	372,600
76	221,700	287,300	325,000	373,100
77	222,700	287,400	325,900	373,600
78	224,200	287,800	326,300	374,200
79	225,600	288,000	327,000	374,700
80	226,800	288,400	327,800	375,000
81	228,300	288,600	328,600	375,400
82	229,600	288,800	329,300	375,900
83	231,000	289,200	330,000	376,300
84	232,300	289,500	330,700	376,700
85	233,600	289,800	331,200	377,100
86	234,900	290,100	331,800	377,600
87	236,300	290,400	332,300	378,000
88	237,600	290,800	332,900	378,400
89	238,800	291,100	333,200	378,700
90	240,100	291,500	333,700	
91	241,400	291,800	334,100	
92	242,800	292,200	334,600	
93	244,100	292,300	335,000	

94	245,400	292,500	335,500
95	246,800	292,900	336,000
96	248,200	293,300	336,500
97	249,300	293,500	336,800
98	250,600	293,800	337,200
99	251,900	294,200	337,700
100	253,200	294,600	338,100
101	254,100	294,800	338,400
102	255,200	295,100	338,800
103	256,400	295,500	339,300
104	257,600	295,800	339,700
105	258,800	296,000	339,900
106	260,000	296,300	340,300
107	261,200	296,700	340,800
108	262,200	297,000	341,200
109	263,300	297,200	341,300
110	264,400	297,600	341,800
111	265,600	298,000	342,200
112	266,800	298,300	342,500
113	267,800	298,400	342,800
114	268,800	298,700	343,200
115	269,900	299,000	343,600
116	270,900	299,400	344,000
117	272,000	299,600	344,500
118	273,100	299,800	344,900
119	274,100	300,100	345,300
120	275,200	300,400	345,700
121	276,100	300,800	346,200
122		301,000	346,600
123		301,300	346,900
124		301,600	347,200
125		301,900	347,700

○宮城県訓令甲五号

食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年三月二十五日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

食品衛生法等取扱規程の一部を改正する訓令

食品衛生法等取扱規程（昭和二十九年宮城県訓令甲第七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「別表第三」を「別表第四」に改める。

様式第三号中「別表第3」を「別表第4」に改める。

附 則

この訓令は、平成二十七年十月一日から施行する。

公安委員会

○宮城県公安委員会規則第5号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月25日

宮城県公安委員長 鎌田 宏

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例施行規則（平成19年宮城県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

迷惑行為防止条例施行規則

第1条中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」を「迷惑行為防止条例」に改める。

第4条中「第12条」を「第13条」に改める。

第5条中「第13条」を「第14条」に改める。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」を「迷惑行為防止条例」に改める。

別記様式第3号中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」を「迷惑行為防止条例」に改める。

為防止条例」に、「第12条」を「第13条」に改める。

別記様式第4号中「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」を「迷惑行為防止条例」に、「第13条」を「第14条」に改める。

附 則

附 則

この規則は、平成27年5月1日から施行する。